

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去にあたり、謹んでお悔やみ申し上げます。
益田市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

益田市役所

事前準備について

益田市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

STEP 3 おくやみコーナーの予約（☎ 0856-22-0983）

おくやみコーナーを利用される場合は、次ページの予約方法にてご予約ください。

STEP 4 各種手続きチェックリスト

4ページからのチェックリストで必要な手続きを確認後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。
※戸籍謄本（抄本）は、死亡届提出後、届出日を含め5日以降（休日を除く）に発行することができます。

STEP 5 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、益田市役所へお越しください。

